



# KAIRO BIMONTHLY

海路隔月版 (for 企業法務)

## 第6回企業法務セミナーにご参加ありがとうございました

去る9月27日、山下江法律事務所主催第6回企業法務セミナー「契約書作成について」が、おかげさまで50人を超える参加者を迎え無事終了しました。

今回の講師は、副所長の田中伸弁護士が務め、企業が作成した契約書の実例を用いて、改善が必要な点を具体的に説明しました。契約書の作成は、頻繁に発生する身近な問題だったこともあり、弁護士への質問も熱心におこなわれました。

次回、第7回は平成25年1月24日です。詳細は本紙4ページをご覧ください。



第6回企業法務セミナー (2012/9/27)

## 弁護士 ON・OFF 第15回

## 弁護士 山本 靖子

最近、寒さで目が覚めるようになり、夏の終わりと秋の訪れを同時に感じるようになりました。

今年の夏の思い出といえば、広島の花火大会にたくさん行ったことです。三次花火大会、宇品花火大会、仙酔島花火大会、瀬戸田花火大会・・・などなど、全部で7つの花火大会に行きました。

「花火なんてどれも同じじゃないか」とよく言われますが、花火は大会ごとにテーマや客層が異なり、それぞれの大会にカラーがあります。

その中でも、一番思い出に残っているのが、瀬戸田の花火大会です。

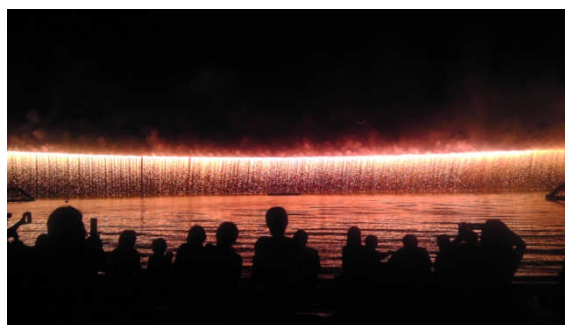
県内最大級の15号玉の迫力は圧巻で、クライマックスのナイアガラは言葉にならないほど美しいものでした(写真)。

瀬戸田の花火大会はあまり有名ではありませんが、この花火大会の魅力は、何と言っても、場所取りがいらぬことです。海上で打ち上げられ

る花火を砂浜からのんびり眺めるスタイルですが、始まる直前に到着しても、余裕でビーチに座れます。

もちろん早く到着したなら、夕方まで海で泳いで、屋台で焼き鳥をつつきながら花火を待つ、なんてプランも可能です。

ただし、あまり張り切ってビーチの前を陣取ると、花火の途中で潮が満ちてきて、落ち着いて花火が見れないので、気をつけましょう・・・。



瀬戸田花火大会クライマックスのナイアガラ



## 弁護士 山下江の「実務に役立つ企業法務の基礎」第15回

### 債権回収の様々な手法

#### 3 相手方が支払わなかったらどうするか。

##### (1) 内容証明郵便

原則は、まず配達証明付き内容証明郵便にて支払の督促をすることです。弁護士名を入れると、もし支払わなかった場合は裁判を起こされるかも知れないということが相手方に伝わり、弁護士名がない場合に比べて、効果は大きいと言えます。

##### (2) 保全処分（仮差押、仮処分）

相手方が支払わない場合は、訴訟を提起し確定判決をもらうことが必要です。しかし、訴訟により判決が確定するまでは時間がかかります。その間に、債務者の財産が散逸してしまつては、せっかく勝訴判決を得ても無意味となつてしまいます。

そこで、そのようなことがないようにするために、予め債務者の財産を保全しておくことが必要となります。これが保全処分です。

相手方（債務者）の売掛債権や相手方所有の不動産への仮差押が典型的な例です。

仮処分決定を得るためには、

①被保全債権の存在（当方の主張する相手方への債権が存在していること）

②保全の必要性（仮差押の場合は、今仮差押をしておかなければ、将来の強制執行が不能または著しく困難になるおそれがあること）を疎明しなければなりません。

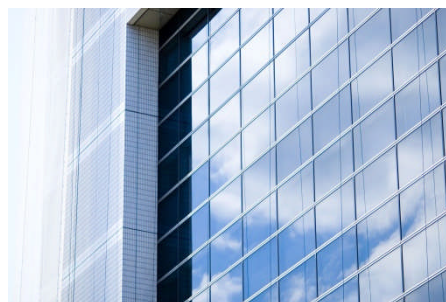
（疎明：証明の程度に至らなくても良いが、一応確からしいという心証を裁判官に与える

立証のこと）

また、原則として、担保の供託が必要となります。仮処分は本裁判を経ての（証拠調べ手続きを経ての）裁判所の判断ではなく、仮に行う判断なので、本裁判となったときに、逆の判断がなされることがあります。その場合には、仮処分を受けた債務者は、同仮処分により損害を被ることがあり、債権者に、損害賠償責任が生じることがあります。債権者がこの賠償責任に 대응ができるように、予め担保を供託することが必要とされているのです。

供託金は、原則として仮処分目的物の価格を基準に決められます。ケースバイケースですが、目的物の価格の10~30%程度のことが比較的多いようです。

なお、仮処分、とくに仮差押は、相手方（債務者）に知られないように密かに準備する必要があります。仮差押の対象となる売掛債権や銀行預金債権などを債務者が毀損してしまうおそれがあるからです。



##### (3) 即決和解

相手方の協力が必要ですが、訴訟提起前に簡易裁判所に対して和解の申立を行い、裁判所で成立した和解の内容を調書に記載してもらう方法です。



#### (4) 支払命令 (支払督促)

金銭債権と一部の有価証券の請求に限られます。債務者の住所地を管轄する簡易裁判所に「支払督促申立書」を提出し、裁判所は形式審査のうえ、相手方に支払督促を出します。相手方から2週間以内に異議がでなければ、債権者はそれから30日以内に裁判所に対して仮執行宣言を申し立てることができます。裁判所は、仮執行宣言付き支払督促正本を債務者に送達し、債務者から2週間以内に異議申し立てがなければ、債務名義が確定します。異議申立があると通常訴訟に移行します。

簡便な債務名義の取得方法ですが、通常訴

訟は、相手方の住所地を管轄する裁判所になるので、遠隔地になる場合もあり注意が必要です。

#### (5) その他

詳しくは述べませんが、手形訴訟、民事調停、民事訴訟、少額訴訟などがあります。

少額訴訟は、訴額60万円以下の金銭支払いを請求の目的とする事件に限られ、原則1回の期日で審理完了し、直ちに判決を言い渡します。弁護士なしでもできる簡便な手続きなので、少額の場合は利用すべきです。

### 事務局コラム 第15回 「我が家のわんこ」

T. Y

我が家にはチョコという名前のわんこがいます。

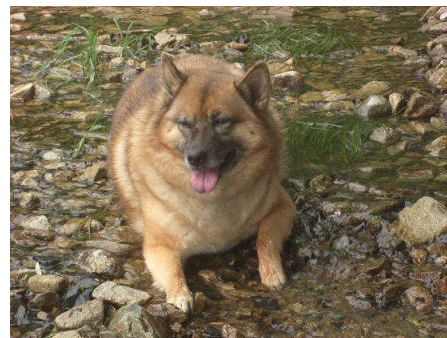
チョコとの出会いは、今から約13年前、私が小学校6年生の時でした。新聞で「里親探し」の記事を発見した私は、父に必死にお願いして、保健所に引き取られた子犬に会いに行きました。そこには犬種の異なる3匹の子犬がいました。私は、その中でも真っ黒な鼻をした子犬に一目惚れをしました。そして、この出会いをきっかけに、チョコは我が家の一員となりました。

家にやって来た当時は、それはもう、元気いっぱいのおてんば娘でした。何度も家から脱走したり、玄関の靴をボロボロにしたり(汗)。そんなチョコも、今はすっかり落ち着いた女性に成長しました。それもそのはず、人年齢でいうと、約70歳の高齢わんこなのです。近頃は、耳が遠くなり、足腰も弱くなってきま

した。また、去年は子宮蓄膿症という病気を患い、手術もしました。家族みんな不安でいっぱいでしたが、手術は成功し、今は元気に暮らしています。

いつも何気ない仕草・表情で家族を笑顔にさせてくれるチョコちゃん、これからも元気で長生きしてね。

(写真は、家族でBBQをした時の1枚。相当暑かったのか、1人水に浸かって、このお顔。思わずパチリッ。)



気持ちよさそう〜



## 法律事情なう

### ◆企業法務セミナー開催のご案内

山下江法律事務所では、毎年1、5、9月の第4木曜日18:30より、企業法務セミナーを開催します。参加者は、1カ月以内に1時間の無料法律相談が可能です。この機会を是非、ご活用ください。

・第7回：平成25年1月24日（木）

講師 弁護士 柴橋修

「不動産取引における注意点」

不動産売買や不動産賃貸借などの不動産取引において、さまざまなトラブルが発生しておりますが、不動産取引に関する法的知識があれば、事前にトラブルにならないよう対策を立てることができます。また、不動産取引においてトラブルが発生してしまっても迅速に解決を図ることができます。

今回は、不動産に関する基本的事項を確認しつつ、不動産取引において注意すべき点についてお話しします。

日時：平成25年1月24日（木）18:30～20:30

会場：広島パシフィックホテル（中区上八丁堀8-16）

受講料：顧問会社様 無料（複数名可）

一般 1名様につき 5,000円

☞詳細は、同封のチラシまたは当事務所企業法務専門サイト（トップ>セミナー案内）をご参照ください。

第8回は、5月23日（木）に所長・山下江が労務問題をテーマに開催します。

### ◆一般社団法人人生安心サポートセンターきらり

去る10月6日、山下江法律事務所の所長山下江が顧問、弁護士片島由賀が理事を務める一般社団法人人生安心サポートセンターきらりが設立1周年記念イベントを開催しました。同法人は、「歳を重ねても自分らしく、毎日イキイキと生きていく」ため、老後の生活で起こりうる、あらゆる問題のサポートを目的としています。

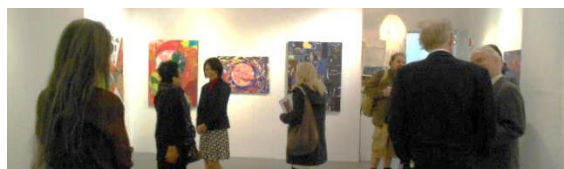


きらり 1周年イベントでパネルディスカッションに参加した山下江（同法人理事で社会福祉士の丸山法子氏と）

詳しくは☞山下江のブログ「なやみよまるく」>

10/7『きらり』1周年イベントで岩森茂先生ご講演」

### ◆山口亜由美ニューヨーク個展、大盛況！



去る10月9～27日、ニューヨークで開催された当事務所経営企画部長・山口亜由美の個展は、おかげさまで大盛況でした。皆様のご支援に感謝いたします。公式HP☞<http://www.ayumimuseum.com/>



山下江法律事務所

Yamashita Ko Law Office

〒730-0012 広島市中区上八丁堀4-27 上八丁堀ビル703

営業時間：平日 9時～18時

TEL：082-223-0695 / FAX：082-223-2652

電話受付：年中無休 7時～24時

相談時間：月曜 9時～21時（夜間相談有り）、火曜～金曜 9時～18時、土曜10時～17時

※上記以外の時間帯でも対応可能な弁護士がいれば、相談時間を設定しますので、まずはお電話ください。

E-MAIL：info@law-yamashita.com メール受付：年中無休24時間対応